

ばい煙（騒音、振動）発生施設廃止届出書

年 月 日

九州産業保安監督部長 殿

〒 ー
住所

氏名（法人は名称及び代表者役職氏名）

公害発生等施設を廃止したので、電気関係報告規則第4条の表第17号（第17号の2、第17号の2の2）の規定により、次のとおり届け出ます。

事業場の名称	
事業場の所在地	〒 ー
公害発生等施設の種類	
廃止年月日	
廃止の理由	更新・撤去・その他（ ）
廃止する施設の概要	

連絡先（TEL）	
----------	--

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 公害発生等施設の種類が複数に該当する場合は、その全て記載すること。

【留意事項】

①この届出の対象となる電気工作物は、次の各法令で規定する施設に該当するものです。

- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設
- ・大気汚染防止法第 2 条第 10 項に規定する一般粉じん発生施設
- ・大気汚染防止法第 2 条第 13 項に規定する水銀排出施設
- ・ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設
- ・水質汚濁防止法第 5 条第 3 項に規定する有害物質貯蔵指定施設
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定された地域内に設置された発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であって、同法第 2 条第 1 項の特定施設に該当するもの
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であって、同法第 2 条第 1 項の特定施設に該当するもの